

令和4年度世界農業遺産「清流長良川の鮎」スタディツアー業務委託仕様書

1 趣旨・目的

この業務は平成27年12月に世界農業遺産に認定された「清流長良川の鮎」を象徴する「長良川システム」の保全、活用、継承に向けて、県民の世界農業遺産「清流長良川の鮎」の認知度向上・理解促進を図るとともに、「長良川システム」の核である「漁業」の担い手となり得る若い世代への川や魚への関心を高めるため、長良川の漁業に関する体験・見学プログラムをメインとした、学習を目的とするツアーを実施するものである。

2 業務委託名

令和4年度世界農業遺産「清流長良川の鮎」スタディツアー業務委託

3 事業実施期間

契約締結日から令和4年12月23日（金）まで

4 業務内容

下記の事項を踏まえた内容でスタディツアーを企画し実施する。

【ツアーの概要】

世界農業遺産「清流長良川の鮎」に対する理解を深めるとともに漁業に関する体験・見学をメインとしたツアーを企画・実施するものであり、漁業等に関する経験や知識が豊富な指導者のもと、川釣りや伝統漁法等の漁業にまつわる体験等のプログラムを行うものとする。

【ツアーコースの設定】

長良川上中流域内（岐阜市、関市、美濃市、郡上市）を基本とし、コースを設定すること。

【ツアーコースの企画・内容】

- (1) 各コースにて、世界農業遺産について説明し、参加者が漁業にとどまらず長良川システム全体を理解できるようにすること。
- (2) 全コースにおいて以下のア～ウの漁業に関する体験・見学プログラムを1以上取り入れ、それをメインとしたコースを造成すること。また、体験・見学プログラムを実施する際には、漁業等に関する経験・知識が豊富なインストラクターを配置すること。なお、訪問箇所は1コースあたり1～3か所程度とすること。
 - ア：清流長良川あゆパークでの漁業体験（魚のつかみ取り、釣り等）
 - イ：川釣り体験
 - ウ：伝統漁法（友釣り、瀬張り網漁等）の体験・見学
- (3) 各コースにおけるテーマと対象者を明確に設定し、対象者に応じた難易度とし、プログラムにバリエーションを持たせた内容とすること。
- (4) 参加者の世界農業遺産、川や魚への関心を高めるため、体験先ではインストラクターや漁業団体等から説明を受ける機会を設けるよう努めること。
- (5) 全コースのうち1コースをG I A H S鮎の日（7月24日（日））に設定すること。また、メイン会場である「清流長良川あゆパーク」（郡上市白鳥町）での開会式へ参加できる行程とすること。
- (6) 参加者に提供する食事は、各コースのプログラムを構成する重要な要素であることを認識し、世界農業遺産「清流長良川の鮎」に関連する農産物、名産品、郷土料理の活用を努めること。また、漁業体験と食事を組み合わせるなどコースの設定には工夫を図ること。

【参加対象者】

- (1) 小中学生とその保護者を対象としたコースを1以上設定すること。
- (2) 参加者のメインターゲットは20代～40代とすること。
- (3) 発着地は岐阜県内とし、県内からの参加者が多くなるよう努めること。

【実施期間】

- (1) 契約締結後速やかに開始し、11月末までの間を通じて計画的に実施すること。
- (2) G I A H S 鮎の日（7月24日（日））に1コース設定すること。
- (3) 6月～11月にかけてコースを設定すること。

【実施回数、参加者数】

- (1) 4コース（同一コースの複数回実施は不可とする。）以上のコース造成を実施目標とし、不可抗力等によるツアーの中止を考慮したコース数を造成すること。なお、各コースはすべて日帰りとする。
- (2) 延べ160人以上の参加者を目標値として設定し、各コースにおいては、プログラムに応じた定員を設定したうえで、最少催行人員を設定すること。

【漁業団体等の活用・連携】

- (1) 漁業団体等の活用・連携にあたっては、予め当事業の趣旨・目的について共通理解を図ること。
- (2) 受託者と漁業団体等が各コースの企画・募集・催行において互いのノウハウを十分に生かし、ツアーに対する参加者の評価を高めるほか、双方にとって有益なものとなるよう努めること。

【参加者の募集等】

- (1) 参加者の募集、申込みの受付、旅行契約の締結を行うものとする。
- (2) 参加者の募集は、チラシの作成・配布によるほか、各コースの内容、対象者、発着地等を踏まえ、特に若い世代に訴求できるようウェブサイト、SNS、新聞広告、フリーペーパーなど、独自のノウハウや手法を活用し、現実的かつ効果的に行うこと。また、参加者の募集のチラシは、作成後、速やかに200部を世界農業遺産「清流長良川の鮎」推進協議会（以下「協議会」という。）へ提出するとともに、PDFデータを提出すること。

【参加費の徴収】

訪問先で必要となる施設入場料、活動体験料、飲食代、及びツアー参加に伴う旅行保険料については、原則、参加費として参加者から徴収すること。また、講師及びインストラクターへの謝金は業務の経費とすることができる。その他の経費について参加費を徴収する場合は協議会と協議すること。

【不可抗力等によるツアーの中止】

- (1) 悪天候、災害及び疾病の発生など、受託者の責によらない事由によりツアーを中止した場合、中止に伴って発生した経費は本業務に係る経費とすることができる。
- (2) 申込者が最少催行人員に達せずツアーを中止した場合、中止に伴って発生した経費は受託者の負担とする。
- (3) ツアーの中止により、実施回数、参加者数の目標値を達成することができないときは、委託費の範囲内で再度ツアーを企画し実施することができる。

【安全管理】

- (1) 訪問先との事前打合せ及び現地確認を行い、プログラムの内容、活動の場所、ルート等に危険がないこと及び安全対策の内容を確認し、参加者及び関係者の安全確保を徹底すること。
- (2) 体験活動等を行う際は、ヘルメット、ライフジャケット等、安全対策のための装備の必要性

について説明すると共に着用を徹底すること。

- (3) ツアー中の事故へ対応するための国内旅行傷害保険への加入し、万全な安全対策を講じること。
- (4) マスクの着用、車内における乗客同士の距離の確保や換気等による新型コロナウイルス等の感染防止対策を徹底すること。

【食事】

- (1) 参加者に提供する食事に使用される食材等について、「清流長良川の鮎」との関連や地域の環境や文化との関係などを参加者に説明すること。
- (2) 飲食物の衛生管理を徹底するとともに、参加者の食物アレルギーへの対応を行うこと。

【記録】

- (1) 各コースの様子を記録するため、写真撮影を行うこと。(写真は jpeg 形式、1600×1200 ピクセル以上とする。)
- (2) 撮影する写真等は、各コースの活動の様子を様々な角度から撮影するものとし、協議会のウェブサイト、フェイスブックやツイッター、インスタグラム等の SNS、その他の広報媒体等での使用に適したものとするよう努めること。
- (3) 参加者に対し、撮影した写真等は協議会がウェブサイト及びその他広報資料等において使用する旨を伝え、予め承諾を得ておくこと。

【その他】

- (1) 雨天時等に備えて代替プログラムを用意すること。
- (2) 各コースの安全かつ円滑な進行に配慮するとともに、往路車中又はプログラム開始前にガイダンスを行い、日程、コースのテーマやプログラムのポイント、訪問先や団体の概要、安全喚起等について、資料を作成・配布して説明を行うこと。
- (3) 参加者を対象としたアンケート（ツアー当日）を実施し、結果を取りまとめて評価を行うものとする。なお、アンケートの内容は別途協議会から指示する。
- (4) 各コースの実施後、速やかに実施報告書（申込人数、参加人数、アンケート結果等をまとめたもの。）を作成の上、撮影した写真等とともに協議会へ提出すること。なお、当該報告書の様式等は別途協議会から指示する。

5 業務実施体制

(1) 管理責任者等の配置

本業務の管理責任者及び協議会又は訪問先等との各種調整の窓口となる業務担当者をそれぞれ 1 名定めること。(共同体の場合は代表法人の者とする。)

(2) 実施体制表の作成

本業務の実施体制を示す実施体制表を作成すること。また、事故、自然災害など緊急事態が発生した場合に備え、危機管理体制、対応方法を明確にしておくこと。

(3) 安全管理体制

各コースの実施にあたり、活動時の安全管理体制として、スタッフの配置、責任の所在、連絡体制等を明確にしておくこと。

6 クレームへの対応及び第三者に対する損害賠償

- (1) 参加者等からのクレームについて、受託者は解決に向けて誠意のある対応をとること。またその対応の経過について、速やかに協議会に報告すること。
- (2) 受託者は、本業務を行うにあたり、第三者に損害を生じさせた場合、当該第三者に対する損害

の賠償の責任を負わなければならない。

7 業務完了後の提出書類

本業務完了後1か月を経過する日又は令和4年12月23日（金）のいずれか早く到来する日までに、協議会に対し、次の（1）～（4）の書類を、（5）、（6）のとおり提出するものとする。

- （1）実績報告書
- （2）収支精算報告書
- （3）委託業務完了届
- （4）記録写真
- （5）提出部数：書面2部、上記を記載した電子データ（CDもしくはDVD）1部
※ 電子データについては、暗号化機能を装備した記録媒体とし、データを暗号化又はパスワード設定をしたうえで、提出の前にはウィルスチェックを行うこと。
- （6）納入場所：世界農業遺産「清流長良川の鮎」推進協議会

8 支払条件等

- （1）本業務に係る経費については、業務開始以降に支払うものとする。
- （2）本業務の遂行上、必要がある場合は、受託者は概算払いを請求することができる。その際は、契約時に別途定める様式において概算払計画を示すとともに、所定の様式により請求書を提出すること。
- （3）本業務終了後、契約書に記載の範囲において、ツアーの実施に要した経費と参加費を精算し、委託契約額を確定するものとする。
- （4）確定した委託契約額を上回る額が既に概算払いされている場合は、受託者は当該超過分を協議会に返還するものとする。

9 著作権の譲渡等

著作権等については、別記「著作権等取扱特記事項」による。

10 業務の適正な実施に関する事項

- （1）法令等の遵守
受託者は、本業務を行うにあたり、旅行業法（昭和27年法律第239号）、道路運送法（昭和26年法律第183号）等の関連法令等を遵守すること。
- （2）業務の一括再委託の禁止
受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と認められる場合、協議会と協議のうえ、業務の一部を委託することができる。
- （3）個人情報保護
受託者が本業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合は、岐阜県個人情報保護条例（平成10年岐阜県条例第21号）、知事が取り扱う個人情報に関する岐阜県個人情報保護条例施行規則（平成11年岐阜県規則第8号）及び別記2「個人情報取扱特記事項」に基づき、その取扱いに十分留意し、個人情報の保護に努めること。
- （4）守秘義務
受託者は、本業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

(5) 知的財産権の取扱い

受託者は、本業務の実施のために必要な受託者が従前より有する知的財産権、あるいは第三者が有する知的財産権については、当該権利の利用にあたり支障のないよう書面により確認しなければならない。書面による確認がない場合に、以後何らかの問題が発生した場合は、受託者の責任により対処することとする。

(6) 妨害又は不当要求に対する通報義務

受託者は、契約の履行に当たって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察へ通報しなければならない。なお、通報がない場合は入札参加資格を停止することがある。

受託者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、協議会に履行期間の延長を請求することができる。

11 その他

- (1) 本業務に関する内容については、本仕様書によるほか、受託者の提案内容に従い、契約後詳細な打ち合わせにより、協議会及び受託者双方合意の上、決定する。なお、提案内容は、提案者が実施可能なものであることを前提とするが、提案内容の全てを採用して契約締結するとは限らないものとする。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、事業の実施が困難であると判断される場合には、受託者は協議会に対して代替案を提示の上、両者が協議し、対応を決定することとする。
- (3) 契約締結後、速やかに業務実施に係る事業計画書（実施内容、スケジュール等を記載）を作成し、協議会の承認を得ることとする。また、業務の実施に当たっては、協議会と十分協議したうえで行うものとする。
- (4) 本仕様書に明示なき事項、又は業務上疑義が発生した場合は、両者協議により業務を進めるものとする。

著作権等取扱特記事項

(著作者人格権等の帰属)

- 第1 成果物が著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第1号に規定する著作物(以下「著作物」という。)に該当する場合には、当該著作物に係る同法第18条から第20条までに規定する権利(以下「著作者人格権」という。)及び同法第21条から第28条までに規定する権利(以下「著作権」という。)は受託者(以下「乙」という。)に帰属する。
- 2 成果物に係る原稿、原画、写真その他の素材が著作物に該当する場合には、当該著作物に係る著作者人格権及び著作権(著作者人格権を有しない場合にあっては、著作権)は、提供した者に帰属する。ただし、世界農業遺産「清流長良川の鮎」推進協議会(以下「甲」という。)又は乙が第三者より利用許諾を得ている素材が著作物に該当する場合については、当該第三者に帰属する。

(著作権の譲渡)

- 第2 成果物が著作物に該当する場合には、当該著作物に係る乙の著作権(同法第27条及び28条に規定する権利を含む。)を当該著作物の引渡し時に甲に譲渡する。
- 2 成果物の作成のために乙が提供した成果物に係る原稿、原画、写真その他の素材が著作物に該当する場合には、当該著作物のうち、次に掲げるものの著作権(同法第27条及び28条に規定する権利を含む。)を当該著作物の引渡し時に甲に譲渡する。
- 一 写真
 - 二 イラスト
- 3 前二項に関し、次のいずれかの者に成果物及び当該成果物に係る写真の著作権が帰属している場合には、乙は、あらかじめ乙とその者との書面による契約により当該著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。)を乙に譲渡させるものとする。
- 一 乙の従業員
 - 二 本件契約によって実施される業務の一部が再委託される場合の再委託先又はその従業員
- 4 第1項及び第2項の著作権の譲渡の対価は、契約金額に含まれるものとする。

(著作者人格権)

- 第3 乙は、甲に対し、成果物及び当該成果物に係る写真(以下「成果物等」という。)が著作物に該当する場合には、著作者人格権を行使しないものとする。
- 2 甲は、成果物等が著作物に該当する場合において、当該成果物等の本質的な部分を損なうことが明らかな改変をすることはできない。

(保証)

- 第4 乙は、甲に対し、成果物等が第三者の著作権その他第三者の権利を侵害しないものであることを保証するものとする。

(成果物等の電子データが入った納入物の提供)

- 第5 乙は、甲に対し、成果物等の電子データが入った納入物(CDもしくはDVD)を当該成果物等の引渡し時に引き渡すものとする。
- 2 前項の規定により引き渡された納入物の作成の対価は、契約金額に含まれるものとする。

- 3 第1項の成果物等の電子データが入った納入物の所有権は、当該印刷製本物の引渡し時に甲に移転する。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適切に行わなければならない。

(責任体制の整備)

第2 乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(責任者等の届出)

第3 乙は、この契約による事務の実施における個人情報の取扱いの責任者及び事務に従事する者（以下「事務従事者」という。）を定め、書面によりあらかじめ、甲に届け出なければならない。責任者及び事務従事者を変更する場合も、同様とする。

2 乙は、責任者に、本特記事項に定める事項を適切に実施するよう事務従事者を監督させなければならない。

3 乙は、事務従事者に、責任者の指示に従い、本特記事項に定める事項を遵守させなければならない。

4 乙は、責任者及び事務従事者を変更する場合の手続を定めなければならない。

(教育の実施)

第4 乙は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、本特記事項において事務従事者が遵守すべき事項その他この契約による事務の適切な実施に必要な教育及び研修を、事務従事者全員に対して実施しなければならない。

(収集の制限)

第5 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集する場合は、事務の目的を明確にし、その目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

2 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集する場合は、本人から収集し、又は本人以外から収集するときは本人の同意を得た上で収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りでない。

(目的外利用・提供の制限)

第6 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りでない。

(漏えい、滅失及び毀損の防止)

第7 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報について、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 乙は、甲からこの契約による事務を処理するために利用する個人情報の引渡しを受けた場合は、甲に受領書を提出しなければならない。

3 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を特定し、あらかじめ甲に届け出なければならない。その特定した作業場所を変更しようとする

きも、同様とする。

- 4 乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を作業場所から持ち出してはならない。
- 5 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を運搬する場合は、その方法（以下「運搬方法」という。）を特定し、あらかじめ甲に届け出なければならない。その特定した運搬方法を変更しようとするときも、同様とする。
- 6 乙は、事務従事者に対し、身分証明書を常時携帯させるとともに、事業者名を明記した名札等を着用させて事務に従事させなければならない。
- 7 乙は、この契約による事務を処理するために使用するパソコンや記録媒体（以下「パソコン等」という。）を台帳で管理するものとし、甲が同意した場合を除き、当該パソコン等を作業場所から持ち出してはならない。
- 8 乙は、この契約による事務を処理するために、私用のパソコン等を使用してはならない。
- 9 乙は、この契約による事務を処理するパソコン等に、ファイル交換ソフトその他個人情報の漏えい等につながるおそれがあるソフトウェアをインストールしてはならない。
- 10 乙は、第1項の個人情報を、秘匿性等その内容に応じて、次の各号の定めるところにより管理しなければならない。
 - (1) 個人情報は、金庫、施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室等に保管しなければならない。
 - (2) 個人情報を電子データとして保存又は持ち出す場合は、暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置をとらなければならない。
 - (3) 個人情報を電子データで保管する場合、当該データが記録された記録媒体及びそのバックアップデータの保管状況並びに記録された個人情報の正確性について、定期的に点検しなければならない。
 - (4) 個人情報を管理するための台帳を整備し、個人情報の受渡し、使用、複写又は複製、保管、廃棄等の取扱いの状況、年月日及び担当者を記録しなければならない。

（返還、廃棄又は消去）

- 第8 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報について、事務の完了時に、甲の指示に基づいて返還、廃棄又は消去しなければならない。
- 2 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を廃棄する場合、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。
 - 3 乙は、パソコン等に記録されたこの契約による事務に関して知ることのできた個人情報を消去する場合、データ消去用ソフトウェア等を使用し、通常の方法では当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。
 - 4 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を廃棄又は消去したときは、完全に廃棄又は消去した旨の証明書（情報項目、媒体名、数量、廃棄又は消去の方法、責任者、立会者、廃棄又は消去の年月日が記載された書面）を甲に提出しなければならない。
 - 5 乙は、廃棄又は消去に際し、甲から立会いを求められたときはこれに応じなければならない。

（秘密の保持）

- 第9 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

（複写又は複製の禁止）

第10 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報記録された資料等を複写又は複製してはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りでない。

(再委託の禁止)

第11 乙は、この契約による事務については、再委託（第三者にその取扱いを委託することをいう。以下同じ。）をしてはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りでない。

2 乙は、個人情報の取扱いを再委託しようとする場合又は再委託の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ次の各号に規定する項目を記載した書面を甲に提出して甲の承諾を得なければならない。

- (1) 再委託を行う業務の内容
- (2) 再委託で取り扱う個人情報
- (3) 再委託の期間
- (4) 再委託が必要な理由
- (5) 再委託の相手方（名称、代表者、所在地、連絡先）
- (6) 再委託の相手方における責任体制並びに責任者及び業務従事者
- (7) 再委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容（契約書等に規定されたものの写し）
- (8) 再委託の相手方の監督方法

3 前項の場合、乙は、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、甲に対して再委託の相手方による個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

4 乙は、再委託契約において、再委託の相手方に対する監督及び個人情報の安全管理の方法について具体的に規定しなければならない。

5 乙は、この契約による事務を再委託した場合、その履行を管理監督するとともに、甲の求めに応じて、その状況等を甲に報告しなければならない。

6 再委託した事務をさらに委託すること（以下「再々委託」という。）は原則として認めない。ただし、やむを得ない理由により再々委託が必要となる場合には、第2項中の「再委託の内容を変更しようとする場合」として扱うものとする。

7 前項の規定により再々委託を行おうとする場合には、乙はあらかじめ第2項各号に規定する項目を記載した書面に代えて、次の各号に規定する項目を記載した書面を甲に提出して甲の承諾を得なければならない。

- (1) 再々委託を行う業務の内容
- (2) 再々委託で取り扱う個人情報
- (3) 再々委託の期間
- (4) 再々委託が必要な理由
- (5) 再々委託の相手方（名称、代表者、所在地、連絡先）
- (6) 再々委託の相手方における責任体制並びに責任者及び業務従事者
- (7) 再々委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容（契約書等に規定されたものの写し）
- (8) 再委託先における再々委託の相手方の監督方法

8 乙は、甲の承諾を得て再々委託を行う場合であっても、再々委託の契約内容にかかわらず、甲に対して個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第12 乙は、この契約による事務を派遣労働者によって行わせる場合、労働者派遣契約書に、秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。その場合の守秘義務の期間は、第9に準ず

るものとする。

- 2 乙は、派遣労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と派遣元との契約内容にかかわらず、甲に対して派遣労働者による個人情報の処理に関する責任を負うものとする。

(立入調査)

第13 甲は、乙がこの契約による事務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について、本特記事項の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうかを確認するため必要があると認めるときは、乙に報告を求めると及び乙の作業場所を立入調査することができるものとし、乙は、甲から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。

(事故発生時における対応)

第14 乙は、この契約による事務の処理に関して個人情報の漏えい等があった場合は、当該漏えい等に係る個人情報の内容、数量、発生場所、発生状況等を書面により甲に直ちに報告し、その指示に従わなければならない。

- 2 乙は、前項の漏えい等があった場合には、直ちに被害を最小限にするための措置を講ずるとともに、前項の指示に基づいて、当該漏えい等に係る事実関係を当該漏えい等のあった個人情報の本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態にする等の措置を講ずるものとする。

- 3 乙は、甲と協議の上、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該漏えい等に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。

(契約の解除)

第15 甲は、乙が本特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- 2 乙は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、甲にその損害の賠償を求めることはできない。

(損害賠償)

第16 乙は、本特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲が損害を被った場合には、甲にその損害を賠償しなければならない。

注1 「甲」は実施機関を、「乙」は受託者を指す。